

公印省略

5 薬 第 2 3 4 号

令和 5 年 4 月 1 9 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方について
(令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
でございます。

標記について、新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、一定期間の
自宅療養（外出自粛）を求めています。

感染症法上の位置付け変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請する
ことはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ね
られることとなります。

そのため、位置づけ変更後は、政府として一律に外出自粛を要請するものではなく、個人や事
業者の判断に資するよう、別添資料を踏まえ、発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 2 4 時間
経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後の 1 0 日間が経過す
るまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを情報提供
しています。

また、位置付け変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定され
ることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

個人の療養や事業者の取組みに当たって参考となるよう、厚生労働省新型コロナウイルス感染
症対策推進本部から、事前の情報提供がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、関係機関への周知につきましてもご協力いただきますようお願いいた
します。

<添付資料>

- ・ 令和 5 年 4 月 1 4 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更
後の療養期間の考え方等について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）
- ・ （別紙）療養期間の考え方について

福岡県保健医療介護部薬務課

電話番号 : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 8 4

ファックス : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 0 5

